

12月定例市議会から

行政課
☎34-5516

12月定例市議会は、12月4日(月)～18日(月)に開かれ、33件の議案などが提出されました。

●人事

- ＜同意＞
- 1 人権擁護委員候補者の推薦

●条例

- ＜可決＞
- 2 三条市職員定数条例の一部改正
- 3 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 4 三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正
- 5 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 6 三条市立児童館条例の一部改正
- 7 三条市公民館条例の一部改正
- 8 三条市歴史民俗産業資料館条例の一部改正
- 9 三条市塚野目野球場条例の一部改正
- 10 三条市手数料条例の一部改正
- 11 三条市国民健康保険税条例の一部改正

●市道認定

- ＜可決＞
- 12 市道路線の認定

●その他

- ＜可決＞
- 13 三条市体育文化会館の指定管理者の指定
- 14 三条市槻の森斎苑の指定管理者の指定
- 15 三条鍛冶道場の指定管理者の指定
- 16 三条市勤労青少年ホームの指定管理者の指定
- 17 三条市白鳥の郷公苑の指定管理者の指定
- 18 三条市農業体験交流センターの指定管理者の指定
- 19 三条市かわまち交流拠点施設の指定管理者の指定
- 20 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更
- ＜同意＞
- 21 動産の取得

●令和5年度補正予算

- ＜可決＞
- 22 令和5年度三条市一般会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ23億6,312万8千円を追加し、総額536億9,170万円となりました。
補正した主なものは、
・ふるさと三条応援寄附金推進事業費
……………6億9,641万円
・職員人件費……………6,387万4千円
・新型コロナウイルスワクチン接種事業費
……………4,441万2千円
などです。
年度内に完了しない事業について、繰越明許費の設定を行いました。
- 23 令和5年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ7,350万4千円を追加し、総額85億5,340万4千円となりました。
補正したものは、

- ・国民健康保険事業財政調整基金積立金
……………3,464万7千円
- ・償還金……………3,885万7千円
です。
- 24 令和5年度三条市介護保険事業特別会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ231万3千円を追加し、104億1,810万7千円となりました。
補正したものは、
・業務システム開発等委託料……………231万3千円
です。
- 25 令和5年度三条市一般会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ11億5,744万8千円を追加し、総額548億4,914万8千円となりました。
補正した主なものは、
・エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業費
……………5億3,103万2千円
・道路改良事業費……………3億3,000万円
・消雪施設整備費……………1億3,175万円
などです。
年度内に完了しない事業について、繰越明許費の設定を行いました。
歳出予算補正に伴う財源として地方債を借り入れしました。
- 26 令和5年度三条市一般会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ18万5千円を追加し、548億4,933万3千円となりました。
補正したものは、
・国民健康保険事業特別会計繰出金
……………18万5千円
です。
- 27 令和5年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算
歳入歳出に、それぞれ449万5千円を追加し、85億5,789万9千円となりました。
補正したものは、
・業務システム開発等委託料……………449万5千円
です。

●専決処分報告

- ＜承認＞
- 28 令和5年度三条市一般会計補正予算
・一般経費……………2億1,094万円

●議員発案

- ＜可決＞
- 29 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出
- 30 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書の提出
- ＜否決＞
- 31 特別委員会の設置

●請願

- ＜採択＞
- 32 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の支給額改善を求める請願
- ＜不採択＞
- 33 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める請願



医療費通知

健康づくり課
☎34-5442

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は

医療費控除の申告には医療費通知も利用できます。

医療費通知の送付時期と記載期間

	送付時期	記載されている期間
国民健康保険	2月上旬	令和4年12月～令和5年11月診療分
後期高齢者医療制度	昨年7月 昨年11月	令和5年1月～4月診療分 令和5年5月～8月診療分

記載されていない期間の医療費は、自分で明細書を作成ください。



特定配当・特定株式等譲渡所得などの課税方式の統一について

税務課
☎34-5529

これまで特定配当所得や特定株式等譲渡所得などは、所得税と個人住民税で異なる課税方式が選択できましたが、令和6年度から課税方式が統一されます。

所得税と異なる課税方式を選択するための「住民税申告不要制度適用申告書」は令和5年度個人住民税課税分で廃止となります。



収支内訳書等の作成について

税務課
☎34-5529

事業所得(営業、農業、不動産)や医療費控除を申告するときは、必ず事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書を事前に作成してから申告ください。

市役所で申告するときは、収支内訳書や明細書を事前に作成していないと受け付けできません。

